

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：佐賀県
農業委員会名：太良町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	376	1,000			1,380	
経営耕地面積	248	669	85	578	6	917
遊休農地面積	108	405	89	316		513
農地台帳面積	526	1,550				2,076

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	825
自給的農家数	196
販売農家数	629
主業農家数	208
準主業農家数	107
副業的農家数	314

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,084
女性	520
40代以下	142

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	103
基本構想水準到達者	16
認定新規就農者	10
農業参入法人	11
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	11	11	3

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1380 ha	397 ha	28.8%
課 題	狭隘、急傾斜の中山間の農地等が多くを占め、少ない平坦地についても、自給的水稲栽培がほとんどで、所有者の権利意識も強いいため、農地の利用集積がなかなか進みにくい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 400 ha (うち新規集積面積 1 ha)
	目標設定の考え方:若干の若手新規就農者等の動向から
活動計画	高齢化や後継者不足等で、経営規模の縮小を希望する農家と認定農業者等の担い手で経営規模拡大を希望する農家の積極的なマッチングや相談活動を行い、農地の集約化に努める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	H31年度新規参入者数
	2 経営体	1 経営体	2 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	H31年度新規参入者が取得した農地面積
	5.6 ha	0.9 ha	0.4 ha
課 題	太良町の新規参入者は、農家の後継者がUターン等で太良町に戻り、親と一緒に農業を始める親元就農が大部分を占めており、Uターン等での新規就農者の促進は人口減少が続く中では、厳しい現状である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	新規就農希望者等への相談及びあっせん活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,893	513 ha	27.1%
課 題	遊休農地の多くは、中山間地の樹園地で、耕作条件が悪く、農家の高齢化、後継者不足により、解消が厳しい現状である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3 ha			
	目標設定の考え方:中山間地等の狭隘、急傾斜の樹園地などの耕作条件が悪いために山林化し、農地に回復することが難しい農地等を整理する。			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		19人	8月～9月	9月～10月
	調査方法	農業委員及び農地利用最適化推進委員により、担当地区を定め、一筆ごとの現地調査を行う。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	12月～1月	
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1380 ha	0 ha
課 題		

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	日常的な監視活動による違反転用の予兆の早期発見、早期対応に努める。
------	-----------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入